

## 令和4年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年7月25日（月） 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年7月25日（月） 午後2時

出席委員 12名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 7番 日下部錠一 9番 鈴木 正 10番 後藤 章

11番 後藤 章正 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

6番 加藤 勲 8番 岩田 房喜

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 山田 智郷

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

【議案第9号】 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第10号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 3件

【議案第11号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について …… 1件

【議案第12号】 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【議案第13号】 令和4年度最適化活動の目標設定

#### (2) 報告案件について

【報告第6号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 4件

【報告第7号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 11件

### 2 その他

農地パトロールについて

会 長 皆さん、こんにちは。

青空と白い入道雲のコントラストが美しい季節がやってまいりました。委員の皆さん方は先日23日の土用の丑の日で滋養を蓄えられたのでしょうか。

では、只今から、令和4年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。本日は、加藤委員と岩田委員より事前に欠席の連絡がありましたので、

出席者は12名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は7番 日下部 錠一（くさかべ じょういち）委員と9番 鈴木 正（すずき ただし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第9号】

・農地法第3条の規定に係る許可申請 …………… 1件

【議案第10号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 3件

【議案第11号】

・租税特別措置法適格者証明 …………… 1件

【議案第12号】

・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【議案第13号】

・令和4年度最適化活動の目標設定

（2） 報告案件について

【報告第6号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 4件

【報告第7号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 11件

【その他】

農地パトロールについて

それでは、【議案第9号】 農地法第3条の規定に係る許可申請

1 件を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号R4-3をご覧ください。  
申請地は\_\_\_\_\_番、登記は畑・現況は畑で面積は\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  
すでに申請地を貸借しており、利用権設定期限後も引き続き工作を行うための申請になります。  
譲受人は、耕運機、軽トラを各1台所有しており、従事日数は200日、経営面積は田と畑をあわせて\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、申請地への通作距離は約3km、通作時間は自転車で平均10分です。  
その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は後藤章正委員となります。

後藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。  
続きまして、【議案第10号】農地法第5条の規定に係る許可申請3件について議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。  
議案第10号 R4-3,4をご覧ください。  
二つの申請ですが、同一事業のため一緒に説明させていただきます。  
申請地は2筆あり、\_\_\_\_\_番、登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>と、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は資材置場としての一時転用です。  
申請者は、\_\_\_\_\_にて土木建築設計施工業を営む法人で、清須市発注の公共下水道污水管整備工事を請け負っています。  
今年8月より管理設工事に着手するにあたり、工事車両や資材、掘削により発生する土砂を置く場所を確保する必要があり、工事現場付近にて土地を探していたところ、土地所有者より承諾が得られたため本申請

に至りました。

申請地は、農業振興地域農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものであると判断されるため許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件も後藤章正委員の地元となりますが

後 藤 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第10号 R4-5をご覧ください。

申請地は2筆あり、\_\_\_\_\_番、登記・現況共に畑で面積は\_\_\_\_\_㎡と、\_\_\_\_\_番、登記・現況共に田で面積は\_\_\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、市内に事業所をかまえ、現在74台分の駐車場を確保しております。現在は従業員が約100人おり、ほとんどが自家用車での通勤を希望しております。そのため、不足する駐車場の増設をすることとなりました。

申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー (ア) -b- (b) に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員になりますが、

山 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第11号】相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

被相続人の死亡により令和3年10月9日に相続が発生しました。

相続人は証明願のとおりで、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地の所在については、\_\_\_\_\_番の田\_\_\_\_\_㎡、\_\_\_\_\_番の畑が\_\_\_\_\_㎡、\_\_\_\_\_番の田\_\_\_\_\_㎡の3筆で合計面積は\_\_\_\_\_㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま

す。以上で説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりましたが、意見等ありますでしょうか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、証明書を発行することといたします。

続きまして、【議案第12号】令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価および【議案第13号】令和4年度最適化活動の目標設定を議題とします。

2件続けて事務局に説明を求めます。

事務局

議案第12号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、農業委員会事務の実施状況等の公表については、インターネット等による公表が法定化され、各農業委員会は、具体的に「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)により、活動計画及び点検・評価の作成を行うこととなっています。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。担い手や遊休農地、農地法に関する点検・評価になります。

主に確認していただきたいところは、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化とⅣの遊休農地に関する措置に関する評価になります。まず、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化ですが、昨年度の農地集積面積の目標値とし48haと設定したところ、集積実績は46.4haとなっております。令和3年度は担い手への利用集積はありませんでした。

続きましてⅣの遊休農地に関する措置に関する評価ですが、令和3年度は遊休農地の解消目標として0.4haと設定しましたが、調査時期が8月に変わったことにより、むしろ増加となりました。8月ということ、猛暑により外の作業を控えたことや雑草が繁茂しやすい時期であったことにより増加したものと推測されます。近年、面積は小さいものの、農地中間管理機構による利用集積が増加傾向にあるため、今後も担い手や非担い手も含めて、耕作意欲にある耕作者へ農地を集積・集約できるようチラシ等での周知や所有者の意向把握など行ってまいります。

事務局

続きまして議案第12号 令和4年度最適化活動の目標の設定等についてです。昨年度と名称が変わっておりますが、内容としては昨年度と同様に今年度の農業委員会としての目標を設定するものとなっております。

それでは「令和4年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。大きく分けて2つの項目について、目標を設定します。

1つ目、Ⅰ農業委員会の状況についての1.農業委員会の現在の体制ですが、今現在の農業委員および農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

2.農家・農地等の概要については、「農林業センサス」や「農業構造動態調査」などにに基づき、清須市内の農家・農地についての記載をしております。

次に2つ目、Ⅱ最適化活動の目標についてです。

1.最適化活動の成果目標の(1)農地の集積をご覧ください。まず①現状及び課題については、現状の農地面積、これまでの集積面積、集積率を記載しております。また、課題として、全国的に言えることではありませんが、農業の兼業化や高齢化。後継者不足により、農業従事者が減少しているため、農業の担い手の育成及び確保が必要であることをあげております。

次に②の目標ですが、農林水産省により、令和2年から令和12年までの10年間で集積率80%を目標としていることから、同様の目標としているところです。今年度の新規集積面積の目標は17haで集積率80%までの残り153.44haを令和4年度から令和12年度までの年数で割った

数字となります。

続いて(2)の遊休農地の解消の①現状及び課題についてですが、遊休農地面積は令和3年度の実績を記載しております。課題としては、こちらも高齢化や担い手不足、そのほかに農地を相続したことによる非農家の農地所有などにより耕作放棄地となっているため、農業委員会の活動などを通じて耕作放棄地の解消は図っていきます。

次に目標ですが、それぞれの区分の遊休農地に解消目標を設定しております。

続いて(3)新規参入の目標①の現状及び課題ですが、直近3年間の状況では、1経営体で0.1haの面積参入のみとなっております。課題としては、後継者や新規参入者がおらず、一場で行っている農業体験塾や各地区にあるレジャー農園制度により、農業への理解を深めているものの、実際に就農へ結びつくことが困難な状況となっております。過去には、農業体験塾からそのまま新規就農者になった事例もあるため、引き続き行ってまいります。

次に②の目標について、直近3年間での権利移動および、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を記載しております。

続いて2. 最適化活動の活動目標についてです。(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標をご覧ください。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてですが当初国から月に最低5日は活動を行う必要があるとあったことや、他市町村の状況も参考にし、7日/月と設定いたしました。最適化活動を行う委員は中立委員である酒井委員を除いた農業委員13名と農地利用最適化推進委員の3名といたしました。あくまで目標ではありますが、実際に活動されるのは委員の皆様になるため、4月末からの約3ヶ月間の状況も踏まえて、後ほど後意見をいただければと思います。

次に(2)の活動強化月間の設定目標ですが、農地パトロールの実施に伴う期間を強化月間として設定しております。8月頃に農地パトロールの現地調査を行い、9月頃に現地調査の結果を基に所有者へ利用意向調査の実施、11月頃に所有者の意向を基に農地の利用集積活動を行っていく予定としております。

最後に(3)の新規参入相談会への参加目標については、愛知県農業大学校（農起業支援ステーション）が行う就農説明会にリモートで参加する予定をしております。こちらは、詳細な日程が決まりましたら、またお知らせいたします。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

- 会 長 事務局の説明が終わりました。  
2つの案件についてご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「承認」して、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件について、「承認」することといたします。  
続きまして【報告第6号】及び【報告第7号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。  
事務局に説明を求めます。
- 事 務 局 それでは説明いたします。  
議案書4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明します。  
番号4、\_\_\_\_\_番で登記田・現況畑です。  
こちら丹羽委員の案件となります。
- 丹 羽 委 員 問題ありません。
- 事 務 局 ありがとうございます。  
続きまして番号5、\_\_\_\_\_番で登記田・現況宅地です。  
こちら渡邊推進委員の案件になります。
- 渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。
- 事 務 局 ありがとうございます。  
続きまして番号6、\_\_\_\_\_番で登記田・現況雑種地です。  
こちら渡邊推進委員の案件になります。
- 渡 邊 推 進 委 員 こちらも問題ありません。
- 事 務 局 ありがとうございます。  
続きまして番号7、\_\_\_\_\_番で登記田・現況畑です。  
こちら岩田委員の案件になります。
- 岩 田 委 員 問題ありません。
- 事 務 局 ありがとうございます。  
農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上となります。

す。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 20、\_\_\_\_\_番 で登記田・現況畑です。  
こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 21、\_\_\_\_\_番 で登記・現況共に畑です。  
こちら中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 21、\_\_\_\_\_番 で登記・現況共に畑です。  
こちら中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 22、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番 で 2 筆共に登記・現況共に畑です。

こちらにつきましても中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 23、\_\_\_\_\_番 で登記・現況共に畑です。  
こちら丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 24、\_\_\_\_\_番 で登記・現況共に畑です。  
こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 問題ございません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 25、\_\_\_\_\_番 で登記畑・現況宅地です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 26、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。

こちら加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 27、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田です。

こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 28、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に畑です。

こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 29、\_\_\_\_\_番で登記田・現況畑です。

こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、番号 30、\_\_\_\_\_番で登記田・現況畑です。

こちら丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

(質問等特になし)

続きまして、【その他】農地パトロールについて議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。

まず農地パトロールの目的としては、「遊休農地の把握、発生防止、解消対策」それとともに「違反転用の防止」となっています。

これは、農地利用の現状等の総点検をすることで、農政の基本となる農家台帳の整備につながっていく重要なものと位置づけられています。

今年度も例年と同様に農地パトロールを実施いたしますので、委員の皆様は会議終了後に、事前に郵送しました、日程調整表を事務局までご提出願います。

農地パトロールの実施日については、ご提出いただく日程調整表を基に決定いたしますので、決まり次第、お伝えいたしますが、現在、新型コロナウイルスの感染が再度拡大しておりますので、今後の状況によっては、実施時期の延期の可能性もありますので、その際はまたご連絡いたします。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和4年8月25日、木曜日、午後2時から、清須市役所南館3階第3会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和4年度第4回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時50分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。